

第12号

令和4年3月発行



倉浜だより



発行：倉浜衛生施設組合 総務課 〒904-2141 沖縄県沖縄市字池原 3394 番地

TEL：(098) 937-9942 FAX：(098) 939-5676

E-mail：kikaku@kurahama.or.jp ホームページ：https://www.kurahama.or.jp/



令和4年度より新施設が稼働します!!

倉浜衛生施設組合は、沖縄市、宜野湾市、北谷町の2市1町で構成され、構成市町内より収集運搬されたし尿及び浄化槽汚泥を旧し尿処理施設（宜野湾清水苑）で処理しております。

旧し尿処理施設は、昭和52年2月から稼働してまいりましたが、竣工から40年以上が経過し、施設の老朽化が進行していたことから、令和2年度から「汚泥再生処理センター」建設工事を着工し、令和4年4月より本格稼働いたします。本工事の完成につきましては、地域の皆様をはじめ、関係者各位のご理解、ご協力のもと無事完了しましたことに厚く御礼申し上げます。

今後とも、住民の皆様の生活環境及び自然環境の保全のため、施設の管理運営に全力で取り組んでまいりますので、引き続きお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。



汚泥再生処理センター 宜野湾清水苑

(令和4年2月現在)

新施設（汚泥再生処理センター）は、「固液分離方式」という水処理方式を採用しております。収集運搬された、し尿や浄化槽汚泥は、下記の流れで適切に処理されます。

①受入槽にて貯留



②脱水機にて分離液（し尿等から脱水した液体）と脱水汚泥に分離



③分離液は宜野湾市の下水道へ放流
脱水汚泥はごみ焼却施設（熱回収施設）へ助燃剤として利用されます。

◎新施設では新たに「学校給食センターの調理残渣（野菜の切れ端等）」を収集処理し、資源化を行います。



新施設では、これまで同様公害防止基準を遵守することはもとより、施設周辺的生活環境の保全に努め、処理工程の簡素化や建屋内に全設備を収めることによるコンパクト化とともに、集中監視による効率的な運転管理が可能となっております。

汚泥再生処理センター設備紹介



脱水機によって分離された脱水汚泥は、含水率を70%以下にすることで、ごみ焼却施設（熱回収施設）で助燃剤として活用されます。助燃剤とは、燃焼効率を向上させてごみの焼却を助ける働きをするものです。



←脱水汚泥（助燃剤）

脱臭設備

全ての脱臭設備は室内に設置され、処理工程で発生するにおいては、においの強さに合わせて微生物、薬品、活性炭を組み合わせることで効率的に処理します。

きれいになった空気は、臭突から屋外へ放出します。臭気は下記の流れで適切に処理されます。

①生物脱臭塔…微生物の力で臭気を除去します。



②薬液洗浄塔…薬品の力で臭気を除去します。



③活性炭吸着塔…活性炭により臭気を除去し、大気へ放出します。

☆脱水機の仕組みについて☆

ステップ1

回転するスクリーンの羽によって汚泥は先へ押し込まれる。



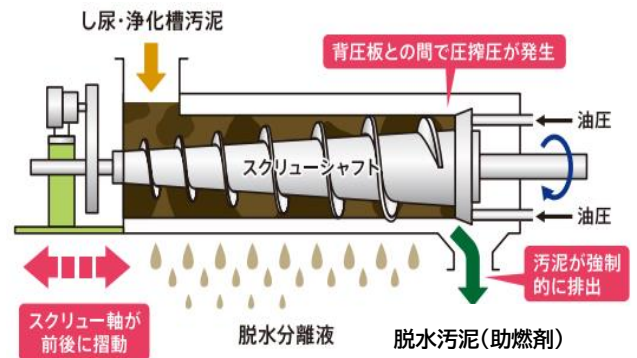
ステップ2

先に押し込まれるにつれて圧力が増し、水分が搾られる。



ステップ3

スクリー軸が摺動（スライド）し、汚泥を排出する。



一般廃棄物処理手数料改定のお知らせ

事業系ごみ（ごみ処理手数料）

※事業系ごみとは、事業活動に伴い生じた一般廃棄物のことで、家庭ごみとは異なります。

現行
 60円 / 10kg
 令和3年9月30日まで

→

改定後
 100円 / 10kg
 令和3年10月1日から

今回の改定は、直近のごみ処理にかかる費用を算定し、受益と負担の適正化の観点から現行の手数料を見直しました。

宜野湾清水苑（し尿処理手数料）

現行
 300円 / 1.8kl
 令和4年3月31日まで

→

改定後
 4円 / 10kg
 令和4年4月1日から

令和4年4月より新施設「汚泥再生処理センター」の稼働とともに現在の投入券による搬入から、計量による従量制の搬入へと変更になります。

分別の協力依頼

よろしくお願いします



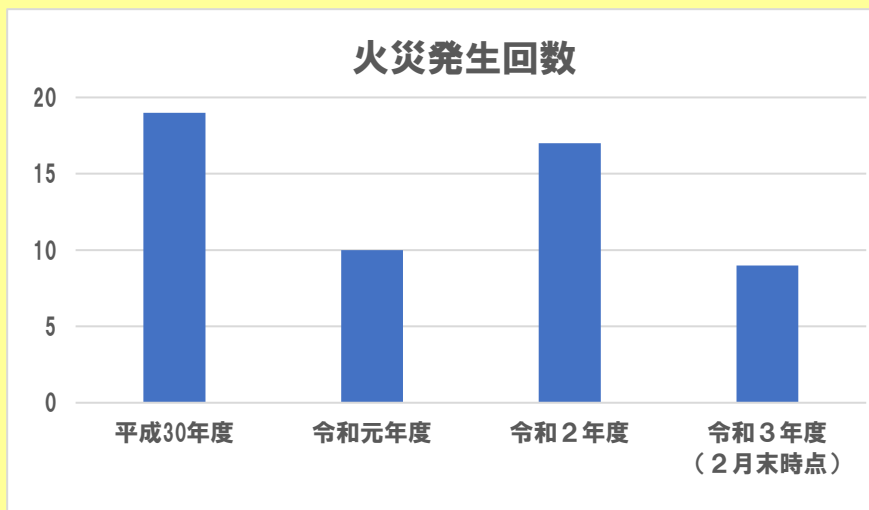
当施設では、平成30年度に19回、令和元年度に10回、令和2年度に17回、令和3年度に9回（令和4年2月末時点）ごみピット火災が発生しております。

いずれも自動消火放水装置による初期消火により鎮火できておりますが、火災により施設の運転が停止した場合、お住まいの地域の環境衛生に重大な影響を及ぼす可能性があります。

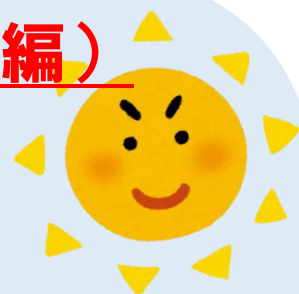
火元ごみを検査した結果、

リチウムイオン電池が混入したことが原因と考えられます。リチウムイオン電池による火災は全国的にも年々増加しており、昨今大きな問題となっております。

充電式電池や**ボタン電池**は、当施設では**処分できません**ので購入先に引き取ってもらうか、家電量販店等に設置されている回収ボックスをご活用ください。



地球温暖化対策実行計画（事務事業編） を策定しました！！



◎本組合も地球温暖化対策推進法第21条に基づき、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました！！

・地球温暖化対策実行計画の目的
この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、倉浜衛生施設組合（以下「組合」と称す）の事務及び事業に関し、排出する温室効果ガス量の把握・解析、目標設定、取り組み内容を検討し、地球温暖化対策の推進を図るための地方公共団体実行計画（以下「計画」と称す）を策定することを目的としております。

・計画の期間

計画の目標年度は、令和7年度（2025年度）とします。また、基準年度は令和元年度（2019年度）とし、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間を計画の期間とします。

・温室効果ガス排出量の削減目標

目標年度（令和7年度）の温室効果ガス排出量を、基準年度（令和元年度）と同等とし、78,900t-CO₂/年以下とします。

・実施状況（令和2年度実績）

令和2年度の温室効果ガス排出量は、67,822 t-CO₂で、基準年度（令和元年度）に比べ、11,144 t-CO₂ 排出量は減少しました。



エコループ池原リサイクル工房について

リサイクル工房は、ごみの減量、再資源化に関する活動の普及及び啓発並びに不用物品の再生利用等を促進することを目的に、沖縄市・宜野湾市・北谷町の住民の皆様が無料で場所の提供及び器具の貸し出しをしております。リサイクル工房には、多目的工房A（クッキングスペース）、多目的工房B（リサイクルスペース）、展示室・ホールを設けています。ご利用を希望される方は事前に電話で予約状況を確認の上、組合ホームページより申請書を印刷して総務課企画係まで申し込んでください。

☆工房利用可能日☆

工房の開館日時は月曜日から金曜日の午前9時から午後4時30分までとなります。
(土日祝日、6月23日「慰霊の日」、12月29日から1月3日を除く。)



※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、沖縄県の警戒レベルが第1段階の場合のみ、感染対策の徹底を条件に利用可能となります。

多目的工房A（クッキングスペース）



- ①IH調理器
- ②電熱器
- ③ミキサー
- ④デジタル計量器
- ⑤まな板
- ⑥杓子、フライ返し、杓文字、計量スプーン、菜箸、包丁
- ⑦湯沸し用ヤカン
- ⑧両手鍋
- ⑨丸形洗桶
- ⑩丸形水切り



多目的工房B（リサイクルスペース）



- ①スチームアイロン
- ②アイロン台
- ③裁縫箱（糸、針等）
- ④ミシン
- ⑤手織り機
- ⑥丸型洗い桶
- ⑦丸型ざる
- ⑧ポリバケツ
- ⑨はさみ、工作はさみ、紙パックはさみ
- ⑩秤
- ⑪計量カップ



☆施設見学について☆

☆見学の時間☆

- ・月曜日から金曜日（土日祝日、6月23日「慰霊の日」、12月29日～1月3日を除く）
- ・午前9時から午後5時まで
- ・見学は、コースにより1時間から2時間くらいかかります。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、沖縄県の警戒レベルが第1段階の場合のみ、感染対策の徹底を条件に利用可能となります。

☆見学内容☆

- ・施設紹介：DVD上映 約20分
- ・施設見学：団体の見学を原則としますが、個人の見学も可能です。あらかじめ日時を指定させていただく場合がありますのでご了承ください。また、「最終処分場」の施設見学も併せて行うこともできます。

